



# 第67期 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

平成30年6月22日（金曜日）  
午前10時

開催  
場所

大阪府中央区上本町西一丁目2番16号  
当社5階会議室

## 決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
10名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬等の額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

株式会社 日伝

証券コード 9902

## 株 主 各 位

大阪府中央区上本町西一丁目2番16号

株 式 会 社 日 伝

代表取締役 福 家 利 一  
社 長

### 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区上本町西一丁目2番16号 当社5階会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

#### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第67期（自 平成29年4月1日）  
（至 平成30年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第67期（自 平成29年4月1日）  
（至 平成30年3月31日）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichiden.com>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等が続く中で、米国をはじめとした世界景気の拡大に伴う輸出や生産の増加により、緩やかな回復基調が続く状況となりました。

当社グループを取り巻く機械器具関連業界においては、自動車や半導体部品をはじめとする各種製造装置などの米国・アジア地域向け輸出の増加等により、企業の生産活動は引き続き活発な状況を維持し、増産目的や人手不足対応としての自動化・省力化設備への設備投資も旺盛で、堅調に推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画『NEXT FIELD 2017』の最終年度として、設定した“成し遂げる姿”を全社員で共有し、「新たな商社機能」の拡大に取り組んでまいりました。

具体的には、平成29年5月に、当社の経営方針・具体的施策についてお取引先様にご理解・ご協力をいただくため、「事業方針説明会」を実施いたしました。

「商売の芽」となる情報獲得機会増大の取り組みといたしましては、平成29年4月にポートメッセなごやで開催された「名古屋機械要素技術展」、平成29年6月に東京ビッグサイトで開催された「国際食品工業展 (FOOMA JAPAN)」及び「機械要素技術展」、平成29年9月に、「工場のカビ対策に“空間洗浄”という新提案」をテーマに、「フードセーフティジャパン2017」に初出展、平成29年10月にインテックス大阪で開催されました「関西機械要素技術展」、平成29年11月に東京ビッグサイトで開催されました「2017国際ロボット展」に出展し、情報収集と課題解決提案を行いました。さらにユーザー様との接点の場として、お取引先様との協働による展示会の開催や、ユーザー様の工場へ出向いて行う出張展示会を各地域で随時開催する一方、平成29年6月には、東京・名古屋・大阪の3か所で「仕入先様向けIoT説明会」を開催いたしました。

事業領域の拡大といたしましては、平成27年11月に開設いたしましたテクノセンターにおいて、追加工・組立・アッセンブリ・修理に加え、減変速機のモータ部改造やサーボモータの組付、陸上ポンプの組込納入等、サービスの拡充に取り組みました。さらに技術ソリューション機能強化のため、平成29年4月に大和理研株式会社の株式を100%取得し完全子会社とし、自動化システム・装置案件の対応力強化と新分野への展開に向けて取り組んでおります。また、平成29年12月には新分野の販路拡大を目的に株式会社空間洗浄Lab.の発行済み株式の50%を取得し子会社といたしました。

人財の育成につきましては、環境が変化する中で自己変革に挑戦し競争力を生むための人財づくりを目指し、従来からのメニューに加え、自社独自の研修プログラムを組み込んだ実践的研修を行っております。

設備面におきましては、平成29年10月に手狭になっておりました浜松営業所・上田営業所の新築移転を行いました。

この結果、当連結会計年度におきましては、売上高1,197億1千2百万円（前年同期比15.4%増）、営業利益60億5千1百万円（前年同期比20.1%増）、経常利益62億5千4百万円（前年同期比19.3%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、43億5千4百万円（前年同期比17.6%増）と増収増益となりました。

商品別の連結売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

区 分	売 上 高	構 成 比
動力伝導機器	51,560百万円	43.1%
産業機器	25,563	21.3
制御機器	42,589	35.6
合 計	119,712	100.0

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は3,044百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
  - ・ 当社  
浜松営業所新築（平成29年10月）、上田営業所新築（平成29年10月）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
  - ・ 当社  
新基幹システムの構築
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はございません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金により充当し、増資あるいは社債の発行による資金の調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、第1次中期経営計画『NEXT FIELD 2017』を踏まえ、新たに第2次中期経営計画『NEXT FIELD 2020』を策定いたしました。第2次中期経営計画『NEXT FIELD 2020』では、ユーザーを見据えたビジネス領域拡大のため、「新たな商社機能」の発揮と活用によって、提供価値を創造し貢献力を高めてまいります。この計画を達成するためには、「常に新しいことに挑戦し困難があってもやりきることに拘る企業風土づくり」が重要と考えております。そして、その中心となるのは人財であると位置付け、多様な人財の育成・活用に努めてまいります。これらの取り組みによって、お取引先様にとって「自社の業績向上になくてはならない企業」日伝を目指してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第 67 期(当期)
	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月 31 日	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月 31 日	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	94,342	101,508	103,736	119,712
経 常 利 益 (百万円)	5,241	5,222	5,243	6,254
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	3,555	3,704	4,354
当期純利益 (百万円)	3,298	—	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	104.80	113.16	117.95	138.67
総 資 産 (百万円)	78,209	79,878	89,011	102,568
純 資 産 (百万円)	61,489	63,726	67,674	72,698

- (注) 1. 第65期より連結計算書類を作成しておりますので、第64期の各数値は単体ベースで記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第64期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
岡 崎 機 械 株 式 会 社	21百万円	100%	木工用機械等の産業機器の 販売
日伝国際貿易（上海）有限公司	250万U S \$	100%	動力伝導機器等の販売

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、動力伝導機器、産業機器、制御機器の販売を主な事業としており、仕入先メーカーにより最新技術を駆使して開発される多種多様な商品をはじめ、その先端技術情報を提供しております。

主要な取扱商品は次のとおりであります。

動力伝導機器	減速機、変速機 チェーン伝導用品、ベルト伝導用品、歯車伝導用品、カップリング、その他伝導関連商品 ベアリング、直動機器、ベアリングユニット、その他軸受関連商品 金属材料、合成材料、セラミック、新素材
産 業 機 器	コンベヤ、運搬機器、振動機、昇降揚重機、保管関連機器、搬送システム、構造用システム機器、 包装・梱包システム機器、その他荷役・運搬・搬送関連商品 モータ、環境機器、ファン、集塵・洗浄機器、ポンプ、その他機械器具・工具関連商品
制 御 機 器	油圧機器、空圧機器、真空機器、ホース、チューブ、継手 シーケンサ、表示器、アクチュエータ、センサ、スイッチ、エンコーダ、画像処理、測定機器、 計測機器、盤用機器、ロボット、ナットランナ、メカトロパーツ、配管機材、通信・ネットワーク機器、無停電電源装置、その他制御機器関連商品

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社 事 務 所	大阪市中央区上本町西一丁目2番16号
支 店	東京、名古屋、大阪、九州（福岡市）
営 業 所	札幌、北上、仙台、郡山、新潟、水戸、小山、高崎、埼玉（さいたま市）、上田、千葉、横浜、南関東（海老名市）、西東京（福生市）、富山、北陸（金沢市）、松本、静岡、浜松、豊橋、岡崎、小牧、鈴鹿、八日市（東近江市）、滋賀（栗東市）、京都、東大阪、北大阪（大阪市）、堺、神戸、姫路、岡山、福山、広島、四国（高松市）、北九州、熊本
物 流 セ ン タ ー	東部（久喜市）、中部（小牧市）、西部（東大阪市）
そ の 他	テクノセンター（東大阪市）

(注) 当社は、平成30年4月1日付の組織変更で北大阪営業所を廃止しその機能を大阪支店に移管いたしました。

② 子会社

岡 崎 機 械 株 式 会 社	岡山県倉敷市
日伝国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
858名	32名増

(注) 使用人数は就業人数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
777名	25名増	37.9歳	13.4年

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 126,000,000株                   |
| (2) 発行済株式の総数 | 31,403,486株 (自己株式482,514株を除く。) |
| (3) 株主数      | 3,815名                         |
| (4) 大株主      |                                |

株主名	持株数	持株比率
日伝共栄会	3,475千株	11.06%
日伝仕入先持株会	1,976	6.29
株式会社利双企画	1,700	5.41
西木進	1,281	4.08
日伝従業員持株会	1,005	3.20
株式会社百十四銀行	982	3.12
株式会社みずほ銀行	900	2.86
西木利彦	838	2.66
有限会社ニシキ興産	747	2.38
株式会社りそな銀行	670	2.13

(注) 持株比率は自己株式(482,514株)を除いて計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、平成29年8月4日開催の取締役会決議により、平成29年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。
2. 上記株式分割に伴い、発行済株式の総数は15,943,000株増加し、31,886,000株に、発行可能株式総数は、63,000,000株増加し、126,000,000株となっております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西木利彦	代表取締役会長	
福家利一	代表取締役社長	
榊原恭平	専務取締役 社長補佐兼管理本部管掌	
酒井義之	常務取締役 中部ブロック長	
岡本賢一	常務取締役 東部ブロック長	
寒川睦志	取締役 西部ブロック長	
檜垣泰雄	取締役 管理本部長兼総務部長	岡崎機械株式会社取締役 日伝国際貿易（上海）有限公司董事
佐々木一	取締役 営業本部長兼営業推進部長	岡崎機械株式会社取締役
小山章松	取締役	弁護士 小山章松法律事務所所長 関西学院大学大学院司法研究科法務専攻 客員教授
寺嶋康子	取締役	キャリアコンサルタント オフィステラ 代表
河村竹佳	常勤監査役	
石谷勇児	常勤監査役	
古田清和	監査役	公認会計士 甲南大学共通教育センター教授
川上勝	監査役	税理士 川上会計事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち、小山章松、寺嶋康子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は小山章松、寺嶋康子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち、古田清和、川上勝の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役古田清和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役川上勝氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成29年6月23日開催の第66期定時株主総会において、佐々木一氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
6. 小山章松氏は、平成30年3月31日をもちまして関西学院大学大学院司法研究科法務専攻客員教授を退任いたしました。

7. 決算期後の取締役の地位及び担当の異動（平成30年4月1日付）は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
常 務 取 締 役	酒 井 義 之	中部・西部ブロック担当兼中部MEシステム部管掌
常 務 取 締 役	岡 本 賢 一	東部ブロック長兼東部MEシステム部管掌
取 締 役	檜 垣 泰 雄	管理本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 305百万円（うち社外取締役 2名 15百万円）

監査役 4名 64百万円（うち社外監査役 2名 13百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記のほか、使用人兼務取締役（3名）に対し、使用人給与相当額55百万円支払っております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月21日開催の第55期定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月21日開催の第55期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には当事業年度に未払役員賞与として費用処理した45百万円（取締役7名に対し39百万円、監査役4名に対し6百万円）が含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

取締役

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 小山章松 弁護士  
 小山章松法律事務所所長  
 関西学院大学大学院司法研究科法務専攻客員教授  
 同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

取締役 寺嶋康子 キャリアコンサルタント  
 オフィステラ 代表  
 同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役 小山章松 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、弁護士として法務での豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

取締役 寺嶋康子 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、キャリアコンサルタントとして人財育成での豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

## 監査役

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

監査役 古田清和 公認会計士

甲南大学共通教育センター教授

同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

監査役 川上 勝 税理士

川上会計事務所所長

同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

監査役 古田清和 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に、また監査役会10回のうち10回に出席し、公認会計士として豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

監査役 川上 勝 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に、また監査役会10回のうち10回に出席し、税理士として豊富な業務経験を基に専門的見地から発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額           | 25百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内との関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査項目別の監査時間及び監査報酬、過年度の監査計画と実績、当事業年度の監査時間及び報酬額等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。

## (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、基幹システム再構築に係る助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合のほか、より適切な監査を行うために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

当社及び当社子会社は、経営理念に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備し、運用することが、社会的責任を果たし、企業価値を向上させていく上での重要な経営の責務であると認識し、会社法及び会社法施行規則に基づき以下の内部統制システムを構築してまいります。

また、当社内外の環境の変化に応じ、将来にわたり、より適切な内部統制システムを構築、運営すべく努力してまいります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、当社の社会的責任を全うし、永続的に発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、「行動憲章」を制定し、すべての取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて行動し、ステークホルダーから信頼される経営体制を確立する。
- ii. 当社においては、法令、定款及び社内規則を遵守するための体制を決定するにあたり、担当役員を置き、経営企画部を中心として検討された内部統制システムの整備方針・計画を取締役会が決定する。
- iii. 当社においては、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- iv. 当社においては、監査室及び経営企画部の設置により、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、また、その整備方針・計画の実行状況を監視・監督する。
- v. 当社においては、経営企画部は、コンプライアンスに関する規程の整備や研修の定期的実施により、「行動憲章」を周知徹底し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- vi. 当社は、事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連各部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
- vii. 当社は、「内部通報制度」に基づき、「行動憲章」を逸脱する行為を知り、また、そのリスクを感じた場合に直接取締役及び使用人から連絡・相談を受けるための通報者保護を徹底した内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正を行う体制を構築する。
- viii. 上記体制の確立及び推進により、当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 当社は、法令及び「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報、文書等を定められた期間保存を行うとともに、取締役及び監査役がこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- ii. 当社は、「情報管理規程」などの社内規程に基づき、前号の記録及び文書、また、当社の機密情報及び個人情報外部に漏洩しないよう、安全かつ堅牢な情報管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを認識し、評価する仕組みを整備することにより、リスクを予防し、有事における損失を最小限に抑える。
- ii. 当社は、リスク管理の実効性を確保するために、代表取締役を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針及び施策を総合的に検討する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスク毎に担当部署を定め、定期的に対応策の見直しを行う。
- iii. 「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて検討された結果は、経営企画部が取り纏め、担当役員より取締役会・監査役会に報告するとともに、不測の事態が発生した場合には、社内規程に基づき、迅速に対応し損害の極小化に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、当社の社内外の環境変化に迅速に対応する。経営計画達成のため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図るとともに、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ii. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の事業状況、財務状況その他の重要な情報などについて報告を求め、その事項について承認を行うものとする。
- ii. 当社は、当社子会社のリスク管理について定める規程を整備し、当社子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクについて網羅的・総括的に管理する。
- iii. 当社は、当社子会社の社内規程において適切な職務権限と責任の明確化を図り、予算制度に基づき、明確な目標を定め、予算業績管理を実施することで、当社子会社の業務執行の効率性を確保する。
- iv. 当社は、監査室が当社子会社に対し内部監査を実施し、その結果に基づき、当社子会社の内部統制の有効性と妥当性を適時に評価する。
- v. 当社は、当社及び当社子会社の海外拠点においては、現地の法律・会計・税務について随時相談、アドバイスが可能な提携先を確保し、コンプライアンス体制を整備・運用する。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 当社は、監査役の職務を補助する使用人を、監査室に所属する使用人及び各ブロック総務課に所属する使用人とし、監査役は必要に応じて当該使用人を監査役の業務補助のためのスタッフとして、当該部署の業務と兼務させることができるものとする。
  - ii. 当社は、前号以外に、監査役の職務を補助する専任の使用人は現在置いていないが、監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のための専任スタッフを置くことができるものとする。
  - iii. 監査役は、監査役の職務を補助する使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示できるものとする。当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指揮命令にのみ服し、監査役以外からの指揮命令は受けない。他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する実効性を確保する。
  - iv. 監査役の職務を補助する専任の使用人の人事異動については、監査役と取締役が事前に協議するものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- i. 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて会議体に出席し、重要な事項の報告を受ける体制をとる。
  - ii. 取締役及び使用人は、会社経営や、コンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項及び内部統制に関する事項を含む事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、速やかに監査役に報告する。
  - iii. 取締役及び使用人は、内部統制上の問題が発見された場合及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
  - iv. 当社の「関係会社管理規程」に定める関係会社管理業務の責任者は、当社子会社の取締役又は使用人から、法令及び規程に定められた事項、報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
  - v. 監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用などの処理に係る方針
- i. 「監査役会規程」に基づき、監査役は、監査の方針・監査の計画・監査の方法及び監査費用の予算などについて監査役会において決議する。
  - ii. 監査役職務の執行に関して、費用の前払い又は償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用などが当該監査役職務の執行について生じたものでないと証明しうる場合を除き、これに応じる。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 当社においては、代表取締役と監査役が、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開くこととする。
- ii. 監査役は、監査職務を効率的、効果的に行うため、会計監査人及び監査室と緊密に連携し相互補完することとする。
- iii. 当社においては、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の利用を図れる環境を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

### i. コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス推進活動といたしましては、「コンプライアンス行動ガイドブック」を当社及び当社子会社に配布するとともに、新入社員研修や社内Webシステム上の「コンプライアンスルーム」を通じて啓蒙活動を積極的に行いました。また、毎年11月を「コンプライアンス推進月間」と定め全社員の意識を高める活動を行ってまいりました。

### ii. リスク管理に関する取り組み

当社「リスク管理規程」に基づき「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年2回開催し、当社及び当社子会社の横断的なリスク管理活動を統括するとともに、当社グループ全体のリスク管理体制が有効に機能していることを確認しております。

### iii. 子会社管理に関する取り組み

取締役会における各子会社取締役からの定期的な報告等に加え、当社「関係会社管理規程」に基づいた取締役会、経営会議への付議等を通じ、子会社から随時必要な事項の報告を受けております。また、監査役及び監査室は子会社への監査も実施しており、当社グループ全体を通じ適正に職務を執行できる体制としております。

### iv. 監査役の監査への取り組み

取締役会での監督に加え、監査役会を年間10回開催し、取締役の業務執行が法令及び定款に適合していることを確認しました。また、当社常勤監査役は、経営会議や重要な社内会議に出席し、実効的な監査に必要な情報の報告を随時受けております。監査役会においてこれらの情報を社外監査役と共有することで、客観かつ公平な視点も備えた実効性のある監査を実施しました。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向25%以上、1株当たりの配当金12円50銭を下限として実施することを基本方針としております。

---

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>74,193</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>25,302</b>
現金及び預金	25,179	支払手形及び買掛金	11,977
受取手形及び売掛金	29,731	電子記録債務	9,872
電子記録債権	8,541	リース債務	258
有価証券	2,000	未払法人税等	1,256
商品及び製品	7,892	繰延税金負債	8
仕掛品	11	賞与引当金	635
原材料及び貯蔵品	37	その他	1,293
繰延税金資産	353	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,567</b>
その他	455	リース債務	1,844
貸倒引当金	△ 8	繰延税金負債	2,056
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,375</b>	退職給付に係る負債	95
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>12,751</b>	その他	571
建物及び構築物	4,743	<b>負 債 合 計</b>	<b>29,870</b>
機械装置及び運搬具	7	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	5,821	<b>株 主 資 本</b>	<b>67,748</b>
リース資産	1,700	資本金	5,368
建設仮勘定	150	資本剰余金	7,283
その他	328	利益剰余金	55,769
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,688</b>	自己株式	△ 672
ソフトウェア	176	その他の包括利益累計額	4,949
その他	2,511	その他有価証券評価差額金	4,888
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>12,935</b>	為替換算調整勘定	60
投資有価証券	12,269	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>72,698</b>
繰延税金資産	31	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>102,568</b>
その他	659		
貸倒引当金	△ 25		
<b>資 産 合 計</b>	<b>102,568</b>		

## 連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	119,712
売 上 原 価	102,322
売 上 総 利 益	17,389
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,338
営 業 利 益	6,051
営 業 外 収 益	620
受 取 利 息 及 び 配 当 金	149
仕 入 割 引	408
そ の 他	63
営 業 外 費 用	417
支 払 利 息	68
売 上 割 引	325
そ の 他	23
経 常 利 益	6,254
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,254
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,015
法 人 税 等 調 整 額	△ 115
法 人 税 等 合 計	1,900
当 期 純 利 益	4,354
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,354

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,368	7,283	52,514	△ 671	64,493
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,099		△ 1,099
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,354		4,354
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	3,255	△ 0	3,255
当期末残高	5,368	7,283	55,769	△ 672	67,748

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,141	39	3,180	67,674
当期変動額				
剰余金の配当			—	△ 1,099
親会社株主に帰属する 当期純利益			—	4,354
自己株式の取得			—	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,747	21	1,768	1,768
当期変動額合計	1,747	21	1,768	5,024
当期末残高	4,888	60	4,949	72,698

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

岡崎機械株式会社、日伝国際貿易（上海）有限公司

#### ② 非連結子会社の名称等

大和理研株式会社、株式会社空間洗浄L a b.

NICHIDEN TRADING (Thailand) Co.,Ltd.、NICHIDEN (Thailand) Co.,Ltd.、

NICHIDEN VIET NAM CO.,LTD

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

大和理研株式会社（非連結子会社）

株式会社空間洗浄L a b.（非連結子会社）

NICHIDEN TRADING (Thailand) Co.,Ltd.（非連結子会社）

NICHIDEN (Thailand) Co.,Ltd.（非連結子会社）

NICHIDEN VIET NAM CO.,LTD（非連結子会社）

株式会社プロキュバイネット（関連会社）

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれもそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である岡崎機械株式会社、日伝国際貿易（上海）有限公司の決算日は、12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

b たな卸資産

商品及び製品、原材料……主に移動平均法による原価法、一部商品については個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

b 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

c 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

d リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産

投資有価証券 1,888百万円

② 担保に係る債務

仕入債務 1,518百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

6,425百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高

1,197百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,943,000	15,943,000	—	31,886,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 15,943,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,099	70.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成30年6月22日開催の第67期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,256	40.00	平成30年3月31日	平成30年6月25日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、将来の事業活動に備えた資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程などに沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業との業務に関連する株式及び譲渡性預金であり、時価のあるものについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブは外貨建輸出入取引に係る為替の変動リスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行うこととしております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注)2.をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価(※1)	差額
①現金及び預金	25,179	25,179	—
②受取手形、売掛金及び 電子記録債権 貸倒引当金(※2)	38,272 △8		
	38,263	38,263	—
③有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,500	2,499	△0
その他有価証券	11,332	11,332	—
④支払手形、買掛金及び 電子記録債務	(21,850)	(21,850)	—
⑤リース債務	(2,102)	(1,994)	107

※1 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

※2 受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ 支払手形、買掛金及び電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	261
投 資 事 業 組 合 出 資	176
子 会 社 株 式	185
関 連 会 社 株 式	5
合 計	627

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,314円98銭

(2) 1株当たり当期純利益

138円67銭

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>72,705</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,702</b>
現金及び預金	24,713	支払手形	783
受取手形	12,819	電子記録債権	9,859
電子記録債権	8,545	買掛金	10,784
売掛金	16,232	リース債権	255
有価証券	2,000	未払費用	648
商貯蔵品	7,747	未払法人税等	226
前払費用	33	未払消費税	1,248
前払税金	11	前受り	109
未収入金	42	前受り	48
繰延税金資産	2	前受り	101
未収入金	351	前受り	0
その他当座預金	134	賞与引当金	635
貸倒引当金	76	その他	0
	△7	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,427</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>28,652</b>	リース債権	1,837
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>12,573</b>	繰延税金負債	2,018
建物	4,608	その他	571
構築物	100		
車両運搬具	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>29,129</b>
工具、器具及び備品	324	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	5,696	<b>株 主 資 本</b>	<b>67,342</b>
リース資産	1,690	資本金	5,368
建設仮勘定	150	資本剰余金	7,283
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,679</b>	資本準備金	6,283
ソフトウェア	167	その他資本剰余金	1,000
その他	2,511	自己株式処分差益	1,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,400</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>55,363</b>
投資有価証券	12,252	利益準備金	587
関係会社株	444	その他利益剰余金	54,776
関係会社出資	15	固定資産圧縮積立金	386
関係会社長期貸付	309	別途積立金	44,000
関係会社長期貸付	46	繰越利益剰余金	10,390
関係会社長期債権	10	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 672</b>
長期前払費用	41	評価・換算差額等	4,885
敷金・保証金	25	その他有価証券評価差額金	4,885
その他	251	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>72,228</b>
貸倒引当金	27	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>101,358</b>
	△25		
<b>資 産 合 計</b>	<b>101,358</b>		

# 損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	116,789
売 上 原 価	100,001
売 上 総 利 益	16,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,839
営 業 利 益	5,948
営 業 外 収 益	612
受 取 利 息 及 び 配 当 金	147
仕 入 割 引	407
そ の 他	57
営 業 外 費 用	415
支 払 利 息	68
売 上 割 引	323
そ の 他	23
経 常 利 益	6,145
税 引 前 当 期 純 利 益	6,145
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,985
法 人 税 等 調 整 額	△ 124
当 期 純 利 益	4,285

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	386	42,000	9,204	52,177
当期変動額									
別途積立金の積立							2,000	△2,000	—
剰余金の配当								△1,099	△1,099
当期純利益								4,285	4,285
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,000	1,185	3,185
当期末残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	386	44,000	10,390	55,363

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 671	64,157	3,139	3,139	67,297
当期変動額					
別途積立金の積立		—		—	—
剰余金の配当		△ 1,099		—	△ 1,099
当期純利益		4,285		—	4,285
自己株式の取得	△ 0	△ 0		—	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	1,745	1,745	1,745
当期変動額合計	△ 0	3,185	1,745	1,745	4,931
当期末残高	△ 672	67,342	4,885	4,885	72,228

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び  
関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法、一部商品については個別法による原価法  
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法によっており、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産

投資有価証券 1,888百万円

② 担保に係る債務

仕入債務 1,518百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,245百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高 1,197百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（貸借対照表に別掲しているものを含む。）

① 短期金銭債権 491百万円

② 短期金銭債務 3百万円

③ 長期金銭債権 10百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

(1) 売上高 878百万円

(2) 仕入高 79百万円

(3) 販売費及び一般管理費 16百万円

(4) 営業取引以外の取引高

① 営業外収益 6百万円

② 営業外費用 0百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	241,178	241,336	—	482,514

(変動事由の概要)

株式分割による増加 241,257株

単元未満株式の買取りによる増加 79株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	77百万円
未払事業所税	4百万円
未払社会保険料	40百万円
賞与引当金	194百万円
投資有価証券評価損	116百万円
その他	224百万円
繰延税金資産合計	658百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	△2,154百万円
固定資産圧縮積立金	△170百万円
繰延税金負債合計	△2,324百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,666百万円

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,300円03銭
- (2) 1株当たり当期純利益 136円45銭

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 日 伝  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一 毅 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日伝の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日伝及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 日 伝  
取締役会 御中

**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 幹 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一 毅 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日伝の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社	日	伝	監査役会
常勤監査役	河	村	竹 佳 ㊟
常勤監査役	石	谷	勇 児 ㊟
監査役	古	田	清 和 ㊟
監査役	川	上	勝 ㊟

(注) 監査役 古田清和、川上 勝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、継続して配当を行い、株主の皆様への利益還元を努めることを基本方針としております。また内部留保につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えたいと考えております。配当政策につきましては、基本方針をより明確にするため、連結配当性向25%以上、1株当たりの配当金12円50銭を下限として実施することを平成29年8月4日の取締役会で決議しております。

第67期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当社の基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した上で、株主の皆様のご支援、ご期待にお応えするため以下のとおりといたしたく存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当40円といたします。

なお、この場合の配当総額は、1,256,139,440円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月25日といたします。

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

2,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

2,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、監査を担う監査等委員である取締役（その過半数が社外取締役）が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役につき、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該責任限定契約に係る定款の変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整及び条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 ） ＜条文省略＞	第 1 条 ） ＜現行どおり＞
第 3 条  (機関)	第 3 条  (機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1) 取締役会  <u>(2) 監査役</u>  <u>(3) 監査役会</u>  (4) 会計監査人</p>	<p>(1) 取締役会  <u>(2) 監査等委員会</u>  <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条  } &lt;条文省略&gt;</p> <p>第11条</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条  } &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第11条</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条  } &lt;条文省略&gt;</p> <p>第17条</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条  } &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第17条</p>
<p>第4章 取締役および取締役会  (取締役の員数)</p> <p>第18条 取締役の員数は15名以内とする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第4章 取締役および取締役会  (取締役の員数)</p> <p>第18条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の員数は、15名以内とする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>3 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役に<u>対し</u>、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>決議</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の員数は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第32条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>&lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt;</p>	<p>第5章 監査等委員会  <u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算 ＜条文省略＞</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算 ＜現行どおり＞</p>
<p>第36条 (剰余金の配当等)</p>	<p>第33条 (剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>	<p>第34条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>2 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜削 除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</u></p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>第39条      ＜条文省略＞</p> <p>                  ＜新 設＞</p>	<p>＜削 除＞</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第36条      ＜現行どおり＞</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、2028年6月22日をもって削除する。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（10名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	にしきとしひこ 西木利彦 (昭和18年12月14日生)	昭和43年3月 当社入社 昭和48年2月 取締役 昭和51年3月 常務取締役 昭和57年3月 専務取締役 平成元年6月 代表取締役専務 平成3年6月 代表取締役副社長 平成7年6月 代表取締役社長 平成20年6月 代表取締役会長 平成22年6月 代表取締役会長兼社長 平成23年6月 代表取締役会長（現任）	838,300株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役会長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、昭和48年2月から45年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	ふけとしかず 福家利一 (昭和38年9月7日生)	昭和61年3月 当社入社 平成19年4月 理事 営業推進部長 平成20年4月 執行役員営業推進部長 平成20年6月 取締役 営業本部長代理兼営業推進部長 平成21年4月 営業本部長 平成22年6月 常務取締役 平成23年4月 営業統括 平成23年6月 代表取締役社長 平成27年4月 代表取締役社長兼営業本部長 平成29年4月 代表取締役社長（現任）	75,700株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役社長、営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成20年6月から10年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	さかき ばら きょう へい 榊原恭平 (昭和27年7月30日生)	昭和51年3月 当社入社 平成16年4月 営業本部副本部長兼F A制御部長 平成17年4月 営業本部長兼I T推進部長 平成17年6月 取締役 平成18年4月 東部ブロック長 平成21年4月 西部MEシステム部長 平成22年4月 MEシステム統括部長 平成23年4月 MEシステム統括部長兼西部MEシステム部長 平成24年4月 MEシステム統括部長 平成26年4月 常務取締役 平成29年4月 専務取締役(現任) 社長補佐 平成30年1月 社長補佐兼管理本部管掌(現任)	16,200株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のMEシステム統括責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成17年6月から13年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	さか い よし ゆき 酒井義之 (昭和29年3月16日生)	昭和52年3月 当社入社 平成13年4月 名古屋支店長 平成18年4月 近畿ブロック長 平成18年6月 取締役 平成21年4月 西部ブロック長 平成25年4月 常務取締役(現任) 東部ブロック担当 平成26年4月 東部ブロック長 平成28年4月 中部ブロック長 平成30年4月 中部・西部ブロック担当兼中部MEシステム部管掌(現任)	12,200株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のブロック責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成18年6月から12年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>おかもとけんいち 岡本賢一 (昭和33年3月31日生)</p>	<p>昭和51年3月 当社入社 平成19年4月 理事 東京支店長 平成20年4月 執行役員東京支店長 平成21年4月 執行役員東部ブロック長 平成22年6月 取締役 平成23年4月 中部ブロック長 平成27年4月 常務取締役(現任) 平成28年4月 東部ブロック長 平成30年4月 東部ブロック長兼東部MEシステム部管掌(現任)</p>	14,700株
		<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のブロック責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成22年6月から8年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
6	<p>さん がわ あつ し 寒川睦志 (昭和38年1月28日生)</p>	<p>昭和60年3月 当社入社 平成18年4月 名古屋支店長 平成21年4月 執行役員中部ブロック長 平成22年6月 取締役(現任) 平成23年4月 営業本部長兼営業推進部長 平成27年4月 西部ブロック長(現任)</p>	40,700株
		<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のブロック責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成22年6月から8年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
7	<p>ひ がき やす お 檜垣泰雄 (昭和32年1月24日生)</p>	<p>昭和55年4月 富士電機製造株式会社(現富士電機株式会社)入社 昭和61年2月 当社入社 平成14年4月 経営企画部長 平成20年4月 執行役員経営企画部長 平成23年4月 執行役員人事部長兼経営企画担当 平成25年4月 執行役員管理本部長兼総務部長 平成25年6月 取締役(現任) 平成30年4月 管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) 岡崎機械株式会社取締役 日伝国際貿易(上海)有限公司董事</p>	32,100株
		<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、管理部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成25年6月から5年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	さ さ き はじめ 佐々木 一 (昭和35年1月7日生)	昭和57年4月 当社入社 平成21年4月 執行役員九州地区担当兼九州支店長 平成27年4月 執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 平成29年4月 執行役員 営業本部長兼営業推進部長(現任) 平成29年6月 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 岡崎機械株式会社取締役	4,700株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門の地域担当や営業推進担当の総括責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成29年6月から1年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
※9	もり た じゅん じ 森 田 淳 二 (昭和35年3月16日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 F A制御部長 平成18年4月 東部MEシステム部長 平成20年4月 執行役員東部MEシステム部長 平成23年4月 執行役員東部ブロック長 平成25年4月 執行役員東部ブロック長兼東京支店長 平成26年4月 執行役員東部ブロック首都圏担当兼東京支店長 平成28年4月 執行役員西部MEシステム部長 平成30年4月 執行役員西部MEシステム部長兼西部エンジニアリング部担当(現任)	4,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のブロック責任者並びにMEシステム部責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しており、これまでの職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			
10	こ やま あき まつ 小 山 章 松 (昭和20年11月5日生)	昭和49年4月 弁護士登録 昭和53年4月 小山章松法律事務所開業 小山章松法律事務所所長(現任) 平成18年6月 当社監査役 平成26年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 小山章松法律事務所所長	9,600株
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、法科大学院教授を努めるなど豊富な経験と知見を有しており、独立した立場から当社経営監督に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小山章松氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 小山章松氏は、平成30年3月31日をもって関西学院大学大学院司法研究科法務専攻客員教授を退任いたしました。
5. 小山章松氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、小山章松氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は小山章松氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、小山章松氏の再任が承認された場合には、当社は小山章松氏との間で当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※1	よしだ とみかず 吉田 富一 (昭和28年1月18日生)	昭和60年8月 当社入社 平成11年4月 経理部長 平成19年4月 理事 経理部長 平成20年4月 執行役員経理部長 平成21年4月 執行役員総務部長 平成25年4月 執行役員経営企画部長 平成30年4月 執行役員経営企画部管掌（現任）	14,000株
	[監査等委員である取締役候補者とした理由] 同氏は、管理部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※2	ふるたきよかず 古田清和 (昭和30年6月24日生)	昭和59年10月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成12年5月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)社員 平成18年3月 同監査法人脱退 平成19年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 甲南大学共通教育センター教授	7,200株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として長年の業務経験による幅広い見識を有しており、これまでも社外監査役の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。</p> <p>今後は監査等委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		
※3	かわかみまさる 川上勝 (昭和44年1月7日生)	平成10年2月 税理士登録 平成10年9月 渡辺会計事務所入所 平成14年7月 川上会計事務所開業 川上会計事務所所長(現任) 平成26年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 川上会計事務所 所長	2,200株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士として長年の業務経験による幅広い見識を有しており、これまでも社外監査役の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。</p> <p>今後は監査等委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		
※4	てらしまやすこ 寺嶋康子 (昭和31年7月12日生)	平成6年1月 オフィステラ(人財開発事業)開業 平成21年10月 キャリアコンサルタント認定 平成28年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) オフィステラ 代表	500株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、キャリアコンサルタントとして人財育成について精通し、各企業において社員教育の指導に努めるなど豊富な経験と知見を有しており、これまでも社外取締役の立場で多角的視点での適切なアドバイスをいただいております。</p> <p>今後は監査等委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (1) 古田清和氏の社外監査役からの通算期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
- (2) 川上勝氏の社外監査役からの通算期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 寺嶋康子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 古田清和、川上勝、及び寺嶋康子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 吉田富一、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の4氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
- なお、古田清和氏及び川上勝氏は社外監査役として、寺嶋康子氏は社外取締役として現在当社との間で同様の契約をそれぞれ締結しております。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成18年6月21日開催の第55期定時株主総会において、「年額500百万円以内」とする旨、決議いただき今日に至っております。当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）

（うち社外取締役分20百万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額70百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

以 上





(注) 「GS」…ガソリンスタンド 「CS」…コンビニエンスストア

交通 ○地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線 谷町六丁目駅⑦番出口より東へ徒歩約1分  
 (お願い) 駐車場の準備はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。